

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3. 調査の期日

平成 26 年工業統計調査は、平成 26 年 12 月 31 日現在で実施した。

4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区内にある事業所（工業統計調査規則第 4 条参照）、国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く。）を調査の対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。）内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直送事業所調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。)) の自計により行っている。

6. 公 表

平成 26 年工業統計調査の集計結果は、平成 26 年工業統計表「産業編」、「品目編」、「市区町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」及び「企業統計編」として公表する。

「品目編」は、従業者 4 人以上の事業所について、それぞれの事業所の製造品及び加工品を品目別に集計したものである。「産業編」は、従業者 4 人以上の事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「市区町村編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。「工業地区編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。「用地・用水編」は、従業者 30 人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地・工業用水の使用状況などを表章している。また、「企業統計編」は、従業者 4 人以上の事業所について、事業所単位の調査結果を企業単位に組み替え集計したものである。

II 平成26年工業統計表 品目編について

日本標準産業分類の改定に伴い、平成 26 年調査より工業統計用産業分類・商品分類も改定した。改定内容については表 1 参照。

1. 品目編の集計

品目編は、「工業調査票甲」の 13 項「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 品目別製造品在庫額」、「ウ 加工賃収入額」、「エ その他収入額」、「工業調査票乙」の 9 項「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 加工賃収入額」、「ウ その他収入額」を集計したものである。

2. 統計表の項目の説明

(1) 「品目編」の品目別事業所数は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所が集計されている。

(2) 製造品の出荷

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものも含む）を、平成 26 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 26 年中に返品されたものを除く）

② 製造品出荷額は、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

(3) 製造品の在庫（従業者 30 人以上の事業所）は、調査時点（12 月 31 日）現在の、その事業所の所有に属する製造品のみ在庫である。

なお、品目編における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含んでいない。

(4) 加工賃収入額は、平成 26 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。

(5) その他収入額とは、上記(2)及び(4)以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 品目と産業の関係について

工業統計調査においては、製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付けは、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって、産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

品目と産業との関係を見るものが、第 1 部「5. 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」の産出率及び「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の出荷率の統計表であり、いずれも従業者 10 人以上の事業所について表章している。

① 第 1 部「5. 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」は、生産品目がどの産業によって生産されたのか、産出率の高い産業順（産出率が 2 %未満の産業は省略）に表章したものであり、次の算式によっている。

$$A \text{ 品目の } B \text{ 産業産出率} = \frac{(A \text{ 品目の } B \text{ 産業出荷額})}{(A \text{ 品目の全出荷額})} \times 100 (\%)$$

② 第 1 部「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」は、それぞれの産業で出荷している品

目を、出荷率の高い品目順（出荷率が2%未満の品目は省略）に表章したものであり、次の算式によっている。

$$A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷率} = \frac{(A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷額})}{(A \text{ 産業の全出荷額})} \times 100 (\%)$$

なお、「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の産業の事業所数は、賃加工専業の事業所は除いているため、「産業編」の事業所数とは一致しない場合がある。

3. 表 章

- (1) 統計表は従業者4人以上の事業所について表章を行っているが、第1部「5.品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」及び「6.産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」については、従業者10人以上の事業所を表章している。
- (2) 第1部「3. 品目別、都道府県別の出荷及び産出事業所数」は、都道府県の産出事業所数が1又は2のものについては、3以上の事業所数の後に都道府県名を都道府県番号順に表示している。

4. 記号及び注記

- (1) この統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。
- (2) 金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入している。

Ⅲ その他の注意事項

1. 時系列表中の平成23年（2011年）における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査 製造業（総務省・経済産業省）」の調査結果のうち、工業統計調査の調査範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものであり、斜体で表章してある。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点は調査期間の翌年の2月1日であり、事業所数・従業者数関連の数値は2月1日現在の数値であるため留意されたい（工業統計調査の調査時点は調査期間の末日（12月31日））。

2. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成26年 工業統計表[品目編]」による旨を明記してください。

3. この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 (03) 3501-9929 (直通)

統計アクセス用 URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

表1 工業統計調査用商品分類新旧対応表

新産業分類	旧			対応	新			変更内容	
	品目番号	製造品名・加工品名	単位		品目番号	製造品名・加工品名	単位		
11 繊維工業	1122	11	羽二重類(交織を含む)(広幅のもの)	→	1122	11	羽二重類(交織を含む)(広幅のもの)		
			12 クレープ類(絹)(広幅のもの)	→					
			19 その他の絹広幅織物	→				旧「112212」を旧「112219」に統合	
			21 ちりめん類(小幅のもの)	→					
			29 その他の絹小幅織物	→					
			31 絹紡織物	→					
			41 ビスコース人絹織物	→					
			42 キュプラ長繊維織物	→					
			43 アセテート長繊維織物	→					
			44 ナイロン長繊維織物	→					
			45 ポリエステル長繊維織物	→					
			49 その他の合成繊維長繊維織物	→					
			51 化学繊維タイヤコード	→					
			91 絹織物(加工)	→					
			92 ビスコース絹・キュプラ・アセテート長繊維織物(加工)	→					
			93 合成繊維長繊維織物(加工)	→					
			93 合成繊維長繊維織物(加工)	→					
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1213	11	新「122811」へ	→					旧「1213」を新「1228」に移動
			91 新「122891」へ	→					
	1213	11	木材チップ	→	1213	11	木材チップ		産業分類番号変更・品目番号変更
			91 木材チップ(加工)	→				産業分類番号変更・品目番号変更	
	1228	11	床板	→	1228	11	床板	産業分類移動・品目番号変更	
			91 床板(加工)	→				産業分類移動・品目番号変更	
16 化学工業	1622	11	亜鉛華	→	1622	11	亜鉛華		
			12 酸化チタン	→					
			13 酸化第二鉄(べんがら)	→					
			14 黄鉛	→					
			15 カーボンブラック	→				品目番号変更	
			19 その他の無機顔料	→					旧「162214」を旧「162219」に統合
			91 無機顔料(加工)	→				※数量は調査しない	
	1634	11	テレフタル酸、ジメチルテレフタレート	→	1634	11	テレフタル酸、ジメチルテレフタレート		
			12 スチレンモノマー	→					
			13 トルイレンジイソシアネート(T. D. I)	→					
			14 カプロラクタム	→					
			15 シクロヘキサン	→					
			16 合成石炭酸	→					
			17 アニリン	→					
			18 無水フタル酸	→					
			21 ジフェニルメタンジイソシアネート(M. D. I)	→					
			22 ニトロベンゼン	→					
			29 その他の環式中間物	→				旧「163422」を旧「163429」に統合	
			31 直接染料	→					※数量は調査しない
			32 分散性染料	→					
			39 その他の合成染料	→					
			41 ビグメントレジンカラー	→					
			42 レーキ	→					
			91 環式中間物・合成染料・有機顔料(加工)	→					
17 石油製品・石炭製品製造業	1711	11	ガソリン	→	1711	11	ガソリン		
			12 ナフサ	→					
			13 ジェット燃料油	→					
			14 灯油	→					
			15 軽油	→					
			16 A重油	→				旧「171117」と旧「171118」を統合	
			17 B重油	→					
			18 C重油	→					
			21 潤滑油(グリースを含む)	→				品目番号変更	
			22 パラフィン	→					品目番号変更
			23 アスファルト	→				品目番号変更	
			24 液化石油ガス	→				品目番号変更	
			25 精製・混合用原料油	→				品目番号変更	
			26 石油ガス	→				品目番号変更	
			91 石油精製(加工)	→					
19 ゴム製品製造業	1991	11	衣料用・雑貨用ゴム引布	→	1991	11	ゴム引布	旧「199111」と旧「199119」を統合	
			19 その他のゴム引布	→				※数量は調査しない	
			21 ゴム引布製品	→					
			91 ゴム引布・同製品(加工)	→					
21 窯業・土石製品製造業	2111	11	普通板ガラス	→	2111	11	普通・変り板ガラス	旧「211111」と旧「211112」を統合	
			12 変り板ガラス	→				品目番号変更	
			13 磨き板ガラス	→					
			19 その他の板ガラス(一貫製造によるもの)	→					
22 鉄鋼業	2213	11	フェロマンガ	→	2213	11	フェロマンガ		
			12 シリコマンガ	→					
			19 その他のフェオアロイ	→				旧「221313」を旧「221319」に統合	
			21 フェオアロイ類似製品	→					※数量は調査しない
			91 フェオアロイ(加工)	→					
24 金属製品製造業	2499	11	金属製パッキン、ガスケット(非金属併用を含む)	→	2499	11	金属製パッキン、ガスケット(非金属併用を含む)		
			12 金属板ネームプレート	→					
			13 フレキシブルチューブ	→				改称	
			14 金属製押し出しチューブ	→					
			15 金属はく(打はく)	→					
			19 その他の金属製品	→					
			91 他に分類されない金属製品(加工)	→					
26 生産用機械器具製造業	2631	11	化学繊維機械	→	2631	11	化学繊維機械		
			12 精紡機	→				旧「263112」を旧「263119」に統合	
			19 その他の紡績関連機械	→					※数量は調査しない
			91 化学繊維機械・紡績機械(加工)	→					

表1 工業統計調査用商品分類新旧対応表

新産業分類	旧			対応	新			変更内容
	品目番号	製造品名・賃加工品名	単位		品目番号	製造品名・賃加工品名	単位	
27 業務用機械器具製造業 2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業	2752	11 35ミリカメラ	台	→	2752	11 カメラ(デジタルカメラを除く)	—	旧「275211」と旧「275212」を統合 ※数量は調査しない 品目番号変更 品目番号変更 品目番号変更
		12 35ミリカメラ以外のカメラ	—			12 写真装置、同関連器具	—	
		13 写真装置、同関連器具	—			13 映画用機械器具	—	
		14 映画用機械器具	—			14 写真機・映画用機械の部材品・取付具・附属品	—	
		15 写真機・映画用機械の部材品・取付具・附属品	—			91 写真機・映画用機械・同部材品・取付具・附属品(賃加工)	—	
		91 写真機・映画用機械・同部材品・取付具・附属品(賃加工)	—					
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2811 電子管製造業	2811	11 マイクロ波管	個	→	2811	11 マイクロ波管	個	旧「281112」を旧「281119」に統合 ※数量は調査しない
		12 ブラウン管	—			19 その他の電子管	—	
		19 その他の電子管	—			91 電子管(賃加工)	—	
		91 電子管(賃加工)	—					
30 情報通信機械器具製造業 3023 電気音響機械器具製造業	3023	11 ステレオセット	台	→	3023	11 ステレオセット	台	品目番号変更 品目番号変更 品目番号変更 品目番号変更 旧「302313」を旧「302319」に統合 ※数量は調査しない
		12 カーステレオ	—			12 カーステレオ	—	
		13 テープレコーダ	—			13 デジタルオーディオディスプレイヤ	—	
		14 デジタルオーディオディスプレイヤ	—			14 ハイファイ用アンプ	—	
		15 ハイファイ用アンプ	—			15 ハイファイ用・自動車用スピーカーシステム	—	
		16 ハイファイ用・自動車用スピーカーシステム	—			16 補聴器	—	
		17 補聴器	—			19 その他の電気音響機械器具	—	
		19 その他の電気音響機械器具	—			21 スピーカシステム、マイクロホン、イヤホン、音響用ピックアップ類等(完成品)	—	
		21 スピーカシステム、マイクロホン、イヤホン、音響用ピックアップ類等(完成品)	—			22 電気音響機械器具の部材品・取付具・附属品	—	
		22 電気音響機械器具の部材品・取付具・附属品	—			91 電気音響機械器具・同部材品・取付具・附属品(賃加工)	—	
		91 電気音響機械器具・同部材品・取付具・附属品(賃加工)	—					
		3033 外部記憶装置製造業	3033			11 磁気ディスク装置	—	
12 光ディスク装置	—			12 光ディスク装置	—			
13 フレキシブルディスク装置	—			19 その他の外部記憶装置	—			
19 その他の外部記憶装置	—			21 外部記憶装置の部材品・取付具・附属品	—			
21 外部記憶装置の部材品・取付具・附属品	—			91 外部記憶装置・同部材品・取付具・附属品(賃加工)	—			
91 外部記憶装置・同部材品・取付具・附属品(賃加工)	—							